

文教委員会資料

議案第100号

（仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

令和元年6月5日
教育委員会事務局

(仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

1 事業概要

民間事業者が有するノウハウや資金等の活用により、効率的なサービスの向上を図るとともに、公共支出の削減を目的としたPFI事業手法を用いて、川崎市北部学校給食センターにおける施設の設計・施工から完成後の維持管理、運営業務等を含め実施するもの。

2 変更の理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、令和元年10月1日以降の消費税率が8%から10%に改定されるため、契約金額のうち維持管理・運営業務にかかるサービス購入料について、契約金額を変更するもの。ただし、既に支払いが完了しているサービス購入料等については、消費税率の改定の影響は無いため、現契約からの金額変更は無い。

3 変更金額

(1) 消費税率10%引き上げに基づく契約金額の変更額 7,989万1,276円

(2) 契約金額(平成27年度から令和13年度の契約総額)

(1)により総額 79億9,209万5,053円 を
80億7,198万6,329円 に変更するもの

	変更前	変更後	変更額
税抜額	7,412,916,976円	7,412,916,976円	0円
消費税及び 地方消費税相当額	579,178,077円	659,069,353円	79,891,276円
税込額	7,992,095,053円	8,071,986,329円	79,891,276円